

平成29年6月28日
条例第14号

精華町上下水道事業審議会設置条例

(設置)

第1条 精華町上下水道事業のより適正かつ効率的な運営を図るため、精華町上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議をし、答申する。

- (1) 精華町上下水道事業の経営に関すること。
- (2) 精華町上下水道事業の将来計画に関すること。
- (3) その他精華町上下水道事業の健全な発展に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般住民
- (3) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会には、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、審議会の会議において必要と認められるときは、関係者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴き、若しくは資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、上下水道部に置く。

2 事務局長は、上下水道部長をもって充てる。

(秘密保持義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初の審議会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が行う。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中17の項を18の項とし、16の項の次に次のように加える。

17	精華町上下水道事業審議会委員 (会長)	日額	9,000
	精華町上下水道事業審議会委員	〃 〃	8,000

精華町上下水道事業審議会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、精華町上下水道事業審議会設置条例（平成29年条例第14号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、精華町上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるほか、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第2条第1号に定める所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 精華町上下水道事業の健全な経営に向けた水道料金又は下水道使用料の検討に関する事。
- (2) 精華町上下水道事業の財務管理に関する事。
- (3) 精華町上下水道事業の経営の効率化に関する事。
- (4) その他精華町上下水道事業の経営に関する事。

2 条例第2条第2号に定める所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 精華町上下水道事業の財政計画に関する事。
- (2) 精華町上下水道施設の老朽化対策に関する事。
- (3) 精華町上下水道施設の新設、修繕、改築計画等に関する事。
- (4) その他精華町上下水道事業の将来計画に関する事。

3 条例第2条第3号に定める所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 精華町上下水道事業の広域化に関する事。
- (2) 精華町上下水道事業の災害時等緊急対応策に関する事。
- (3) その他精華町上下水道事業の健全な発展に関する事。

(組織)

第3条 条例第3条第2項各号に定める委員の人数は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 2名以内
- (2) 一般住民 2名以内

(3) その他町長が適当と認める者 6名以内

(会議の招集)

第4条 会長は、条例第6条第1項の規定により審議会の会議（以下「会議」という。）を招集するときは、会議の10日前までに会議の日時、場所及び議案を委員に文書により通知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則公開とする。ただし、会議で審議しようとする事項に、精華町情報公開条例（平成14年条例第2号）第7条各号の規定に該当する情報が含まれると認められる場合は、会長は、他の委員の意見を聴いて、当該会議のうち、当該情報が含まれる事項について審議する部分を非公開とすることができる。

2 会議の予定は、あらかじめ公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

3 会議の会場には、傍聴席を設置するものとする。

4 会議の傍聴者の定員は、原則10名とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

5 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻の30分前までに所定の場所において自己の住所、氏名及び年齢を所定の用紙に記入しなければならない。

6 前項の規定により傍聴しようとする者が定員を超えた場合には、抽選により傍聴者を決定するものとする。ただし、会議の開催予定時刻30分前において定員に達していない場合には、会議の開催予定時刻まで先着順により受け付けるものとする。

7 次に掲げる者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められる物を携帯している者

(3) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(4) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(5) 前各号のほか会長において傍聴を不適當と認める者

- 8 傍聴者は、次に掲げることを遵守しなければならない。
- (1) 定められた傍聴席で静粛に傍聴すること。
 - (2) 拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明しないこと。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
 - (4) 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - (5) 飲食、喫煙をしないこと。
 - (6) 写真撮影、録音、録画等を行わないこと。ただし、事前に会長が認めた場合は、この限りでない。
 - (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

9 傍聴者は、第1項の規定により非公開とされた部分の会議が行われるとき、速やかに退場しなければならない。

10 傍聴者は、会長の指示に従わなければならない。

11 会長は、この規則に違反した傍聴者に対し、退場させることができるものとする。

(議事録の公開)

第6条 会議の議事録は、原則公開とする。ただし、前条第1項の規定により非公開とされた部分の会議については、その部分の議事要旨を公開する。

2 議事録の公開は、町ホームページで行う。

(秘密保持義務)

第7条 条例第9条に規定する秘密は、次のとおりとする。

- (1) 精華町情報公開条例第7条各号に該当する情報
- (2) 前号に定めるものを除くほか、非公知のものであって、実質的に秘密として保護しなければならない情報

(公印)

第8条 公印の名称、形状、寸法、個数、保管責任者、ひな型は、次の表のとおりとする。

名称	形状	寸法	個数	保管責任者	公印のひな型
精華町上下水道事業審議会会長之印	正方形	18ミリメートル	1	上下水道部長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 精 華 町 上 下 水 道 事 業 審 議 会 長 之 印 </div>

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成14年3月27日

条例第2号

精華町情報公開条例(抜粋)

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書の開示をしなければならない。

(1) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣等の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職・氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関

する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 町の機関並びに国の機関及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 町の機関又は国の機関若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ